

企業等における省エネ・再エネ活用設備導入補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、産業部門及び業務その他部門の脱炭素化を促進するとともに、エネルギーの効率利用や地域のエネルギーレジリエンスの強化を図るため、自らの事業所に省エネ・再エネ活用設備を導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日環境会発第080515002号）、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）その他法令等の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

一 省エネ・再エネ活用設備

エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの利用等により温室効果ガス排出削減やエネルギーレジリエンスの強化に資する事業所用の設備のうち、太陽光発電設備や蓄電池、その他再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備、その他基盤インフラ設備、コージェネレーションシステムをいう。

二 太陽光発電設備

太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。

三 蓄電池

太陽光発電設備により発電した電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型の設備をいう。

四 その他再生可能エネルギー発電設備

水力、バイオマスを活用して発電を行う設備をいう。

五 熱利用設備

太陽熱、バイオマス熱、地中熱を利用する設備をいう。

六 その他基盤インフラ設備

自営線、蓄熱設備、熱導管、エネルギーマネジメントシステムをいう。

七 コージェネレーションシステム

都市ガス等を燃料とする熱電併給型動力発生装置又は燃料電池をいう。

八 PPA

エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。

九 リース

省エネ・再エネ活用設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した

期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約形態をいう。

十 認定事業者

埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領第5条第1項に規定する通知を受けた者をいう。

十一 P P A認定事業者

認定事業者のうち、省エネ・再エネ活用設備の設置をP P Aにより行う者をいう。

十二 リース認定事業者

認定事業者のうち、省エネ・再エネ活用設備の設置をリースにより行う者をいう。

（補助対象者）

第3条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する事業者とする。

- 一 埼玉県内にある自らの事業所において、認定事業者との契約により、第4条で規定する補助対象事業を実施する民間事業者とする。
 - 二 埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- 2 P P Aにより補助対象設備を導入する場合には、補助対象者とP P A認定事業者が共同で補助対象事業を行うものとし、P P A認定事業者に補助金を交付するものとする。
- 3 リースにより補助対象設備を導入する場合には、補助対象者とリース認定事業者が共同で補助対象事業を行うものとし、リース認定事業者に補助金を交付するものとする。
- 4 当該事業所において、申請する補助対象設備について、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を受けたことがある、若しくは受けようとする場合は、補助申請を行うことができない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、埼玉県内にある自らの事業所において、認定事業者との契約により、導入しようとする補助対象設備の区分ごとに別表第1に掲げる要件を満たす補助対象設備を導入する事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な経費であつて、別表第2に掲げるとおりとする。

- 2 前項の経費の算出に当たっては、市町村等の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額を控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 県が交付する補助金の額は、導入しようとする補助対象設備の区分ごとに別表第3に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を、所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

3 前項の補助金交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、補助対象者が営む事業の性質上、該当する書類が存在しない場合については、この限りではない。

一 事業計画書

二 補助対象事業に係る見積書の写し（発行後3か月以内のもの）

三 補助対象設備の仕様、カタログ等

四 工事に関する計画図及び説明書（単線結線図等）

五 補助対象設備の導入予定場所の写真

六 法人の場合は商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本、個人の場合は開業届等（原本・発行後3か月以内のもの）

七 納税証明書（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人県民税・個人事業税）
（「滞納額がないことの証明」原本・発行後3か月以内のもの）

八 決算報告書（写し・直近1年分）

九 災害時等のエネルギー提供に関する資料

十 エネルギー使用量が確認できる資料（電気使用量のお知らせ、発電シミュレーション等）

十一 補助対象経費の妥当性が分かる見積書の写し等（契約予定事業者以外に原則1者以上）

十二 （補助対象設備をPPA又はリースにより設置する場合）契約書(案)と補助金額相当分がサービス料金又はリース料金から控除されることを証明できる書類

十三 その他知事が必要と認めるもの

4 前項第七号の書類は、納税状況等確認システムにより滞納がないことを確認できる場合は、添付を省略することができる。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定するものとする。

2 前項の審査に関する事項及び交付決定に関する基準は別に定める。

3 知事は、補助金の交付をするときは様式第2号により、不交付のときは様式第3号により通知するものとする。

(補助金の交付決定に関する条件)

第9条 知事は、本事業の目的を達成するため、前条第1項の規定による補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

一 補助対象設備の稼働後1年間の実績を1年毎に3か年の間、導入効果報告書（様式第4号）により報告すること

二 補助対象事業の効果測定等に関する報告及び資料提供、県による現地確認及び広報活動等の補助対象設備の普及に資する取組に協力すること

- 2 前項に定めるもののほか、知事は、補助金等の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(事業の開始)

第10条 第8条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、同条第3項に規定する通知を受領した日以後、速やかに当該事業に着手しなければならない。

- 2 前項に規定する補助対象事業の着手については、補助対象事業に係る契約の締結をいう。
- 3 補助事業者は、補助対象事業に着手した場合には、速やかにその旨を様式第5号により知事に通知しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第11条 補助事業者が、第9条の規定に基づいて知事の付した条件に従い、補助対象事業の内容の変更、又は補助対象事業の中止若しくは廃止について知事の承認を得ようとする場合は、様式第6号に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 第7条第3項の各号に掲げる書類のうち、変更に係るもの
 - 二 その他知事が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる軽微な変更にあつては、この限りではない。
 - 一 補助対象経費の増減が20%以内かつ第6条に定める補助金の額の変更を伴わないもの
 - 二 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(変更等の承認)

第12条 知事は、前条の変更等の申請があつたときは、申請の内容を審査し、その結果を様式第7号により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、変更等の承認をする場合は、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、実績報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。
- 3 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 事業結果報告書
 - 二 契約書又は請求書の写し（P P A又はリースの場合を除く）
 - 三 補助対象事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
 - 四 工事に関する完成図書
 - 五 補助対象事業実施状況を示す写真
 - 六 （補助対象設備をP P A又はリースにより設置した場合）P P A契約書又はリース契約書の写し
 - 七 その他知事が必要と認める書類
- 4 補助対象事業の完了の日は、次の各号のとおりとする。
 - 一 P P A又はリースの場合は、設備の設置工事の完了した日

- 二 前号以外の場合は、設備の設置工事の完了及び補助対象経費の全額支出の完了した日
- 5 実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日の後、30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度内の別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金交付額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、当該報告書等を審査し、かつ、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、様式第9号により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求等)

- 第15条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の通知を受領した後に、様式第10号により補助金の支払請求を行うものとする。
- 2 知事は、前項の請求を受けた場合、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消)

- 第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付を取り消すことができる。
- 一 補助事業者が不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - 二 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき
 - 三 その他この要綱の規定又は法令等に違反する行為があったとき

(補助金の返還)

- 第17条 知事は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、補助事業者へその返還を命ずるものとする。
- 2 補助対象事業完了後に補助事業者が第9条に定める条件に違反する場合には、知事は期限を定めて、既に交付した補助金の返還を命ずることができるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第18条 補助事業者は、第16条の規定に基づく補助金の交付決定の取消により前条の規定による補助金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金に充てられたものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 補助事業者は、前項の免除を受けようとする場合には、申請の内容を記載した申請書に当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該補助金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第19条 補助事業者は、補助対象事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、補助金にかかる経理についてその収支を明確にした証拠書類を整備しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿その他の書類を次条第3項に定める財産処分制限期間（補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年に満たない場合は補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間）保存しなければならない。

(財産処分の制限)

- 第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊す（廃棄を含む）こと等（以下「処分」という。）を行うときは、様式第11号により知事に承認の申請をしなければならない。
- 2 補助事業者等が前項の規定により取得財産を処分したときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。
 - 3 財産処分制限期間は、法定耐用年数とする。

(効果の把握及び公表)

- 第21条 知事は、第13条第1項の規定による報告の内容及び補助対象事業の効果を確認するため、補助事業者に対し、検針票の写しその他必要な書類等の提出を求めることができる。
- 2 知事は、第13条第1項の規定による補助事業者からの報告を踏まえ、インターネットの利用その他の方法により補助対象事業の効果等を公表することができる。
 - 3 知事は、補助対象事業に関し必要があると認められるときは、補助事業者等に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち合わせ、又は職員にその事業所等に立ち入らせ帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
 - 4 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

- 第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

導入しようとする 補助対象設備の区分	補助要件
太陽光発電設備及び蓄電池	<p>(太陽光発電設備)</p> <p>(1) 定格発電出力（太陽電池モジュール公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ一定格出力の合計値のいずれか低い方をいう。以下、同じ。）が10kW以上であること。</p> <p>(2) 蓄電池と同時に設置し、一体的に使用するものであること。</p> <p>(3) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</p> <p>(4) 常用の設備であること。</p> <p>(5) 発電電力量を測定する専用の計測装置を取り付けること。</p> <p>(6) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。</p> <p>(7) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されており、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。</p> <p>(8) 設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しないこと。</p> <p>(9) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。</p> <p>(10) 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。</p> <p>(11) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。</p> <p>(12) 補助対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(13) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(14) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>(15) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のア～シは全て遵守すること。</p> <p>ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。</p> <p>ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。</p> <p>エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。</p> <p>オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>キ 補助対象設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場</p>

	<p>合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>(16) PPAの場合、PPA認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA認定事業者が埼玉県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(17) リースの場合、リース認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(18) 次のア、イのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 需要家の敷地内に補助対象事業により導入する太陽光発電設備で発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>イ 需要家の敷地外に補助対象事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
	<p>(蓄電池)</p> <p>(1) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</p> <p>(2) 常用の設備であること。</p> <p>(3) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。</p> <p>(4) JIS規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。</p> <p>(5) 設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。</p> <p>(6) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。</p> <p>(7) 蓄電容量が4.0kWh以上であること。</p> <p>(8) 補助対象事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。</p> <p>(9) 原則として太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>(10) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>(11) 以下を満たす蓄電システムであること。</p> <p>【4,800Ah・セル以上の蓄電システムを導入する場合：ア、イを満たすこと。】</p> <p>ア 16万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムであること。</p> <p>イ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【4,800Ah・セル未満の蓄電システムを導入する場合：ア～キの全てを満たすこと。】</p> <p>ア 14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下の蓄電システムであること。</p> <p>イ 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>ウ 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス</p>

ス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(ア) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）。

(イ) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(ウ) 出力可能時間の例示

a 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

b 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(エ) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(オ) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

(カ) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

エ 蓄電池部安全基準

JIS C8715-2 の規格を満足すること。

オ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JISC 4412-2 の規格も可とする。

※JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

カ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関 (NCB) であること。

キ 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

	<p>(12) P P Aの場合、P P A認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（P P A認定事業者が埼玉県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(13) リースの場合、リース認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
<p>その他再生可能エネルギー発電設備 (水力、バイオマス)</p>	<p>(1) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</p> <p>(2) 常用の設備であること。</p> <p>(3) 発電電力量を測定する専用の計測装置を取り付けること。</p> <p>(4) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。</p> <p>(5) 設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(6) 設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。</p> <p>(7) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。</p> <p>(8) 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。</p> <p>(9) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。</p> <p>(10) 補助対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>(11) FITの認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(12) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>(13) P P Aの場合、P P A認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（P P A認定事業者が埼玉県内に本社を有する企業の場合は、控除額を補助金額相当分の9/10とすることができる。）。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>(14) リースの場合、リース認定事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び補助対象事業により導入した補助対象設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>(15) 水力発電については、1,000kW未満/事業であること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（水力発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。交付決定前に環境影響調査を行い、関係機関、関係専門家、地域住民と協議・調整を行うこと。</p> <p>(16) バイオマス（バイオガスを含む。以下同じ。）発電については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電施設）」（資源エネルギー庁）を参考に、事業実施主体において適切な事業実施のために必要な措置が取られていること。また、目標達成のために必</p>

	<p>要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も補助対象とする。</p> <p>(17) 次のア～キのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 需要家の敷地内に補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電して消費する電力量を、当該再生可能エネルギー発電設備で発電する電力量の50%以上とすること。</p> <p>イ 需要家の敷地外に補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>ウ 水力発電（1,000kW未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW未満/事業）であって、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備により発電した電気を特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方に当たる小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の5割以上を当該発電設備が所在する市区町村内へ供給すること。</p> <p>エ 水力発電（1,000kW未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW未満/事業）であって、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電力量の少なくとも1割を自家消費すること。</p> <p>オ 公有地を活用して再生可能エネルギー発電設備を設置する事業であって、再生可能エネルギー発電設備の整備に合わせて地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること（カの場合を除く。）。</p> <p>カ 再生可能エネルギー発電設備を導入する市区町村において、地方公共団体実行計画の一部として、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域、地域の環境の保全のための取組及び地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を定めている場合（計画改定作業中の場合を含む。また、既存計画の別冊として定めることも可）に、当該計画の記載内容に適合していること。</p> <p>キ 水力発電（1,000kW未満/事業）又はバイオマス発電（10,000kW未満/事業）であって、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの。</p> <p>(18) 上記(17)でオ～キを選択した場合、補助対象事業により導入する再生可能エネルギー発電設備で発電した電力のうち当該再生可能エネルギー発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、埼玉県内の公共施設及び農林水産関連施設で消費すること。</p>
<p>熱利用設備 （太陽熱、バイオマス熱、地中熱）</p>	<p>(1) 不動産業に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</p> <p>(2) 常用の設備であること。</p> <p>(3) 排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。</p> <p>(4) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。</p> <p>(5) 設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(6) 設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。</p> <p>(7) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。</p> <p>(8) 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。</p> <p>(9) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。</p> <p>(10) 太陽熱利用については、太陽集熱器は、JISA 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>(11) バイオマス熱利用については、バイオマス依存率（バイオマスの発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×100）を60%以上とすること。副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。）。ただし、家畜糞尿、食品残渣、下水汚泥等のみをバイオガスの原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。原料として利用するバイオマスの調達手段の確保が見込まれること。また、目標達成のために必要な場合に限り燃料製造設備（木質チップ化設備、ペレット化設備等）及びメタン発酵等の前処理設備も交付対象とする。</p> <p>(12) 地中熱利用については、暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を</p>

	有すること。
その他基盤インフラ設備 (自営線、蓄熱設備、熱導管、エネルギーマネジメントシステム)	<p>(1) 補助対象事業で導入する太陽光発電設備、その他再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備のいずれかの付帯設備であること（地中化のための設備も補助対象とする。）。</p> <p>(2) エネルギーマネジメントシステムについては、次のア又はイのいずれかを満たすこと。</p> <p>ア 平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>イ システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。また、エネルギーマネジメントに必要なソフトウェア等、需給調整制御に必要な不可欠な最適化計算・制御を行うプログラム等も補助対象に含む。</p>
コージェネレーションシステム	<p>(1) 不動産に係る家庭用需要、居住に係る需要でないこと。</p> <p>(2) 常用の設備であること。</p> <p>(3) 都市ガス、天然ガス、LPG、バイオガス等を燃料とし、エンジン、タービン等により発電するとともに、熱交換を行う機能を有する熱電併給型電力発生装置又は燃料電池であること。温泉付随ガスを燃料とする場合は、温泉法第14条の2の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。</p> <p>(4) ガス使用量、発電電力量及び排熱利用量を測定する専用の計測装置を取り付けること。</p> <p>(5) 設置する設備は全て未使用品（自作品不可）であること。</p> <p>(6) 設備は、性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>(7) 設置する設備に関して、この要綱による補助金又は埼玉県等の他の補助金のほか、国庫補助金が原資となる他の補助金等（埼玉県以外が実施主体となるものを含む。）を利用しない事業であること。</p> <p>(8) 補助金を受けた当該年度内に完了する事業であること。</p> <p>(9) 設置することにより、排出されるCO₂の削減が見込まれること。</p> <p>(10) 災害時等に、事業所を活用し、設置する設備により創られるエネルギーを地域住民に提供すること。また、その旨を県HPに掲載することに同意するとともに事業所においても周知し、活動できる体制を整備していること。</p>

別表第2（第5条関係）

補助対象経費

経費区分	費目	細分	補助対象経費
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であり、次の費用 ①機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	付帯工事費		本工事に付随する直接必要な工事に要する経費（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定したもの）
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費 P P A やリース等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含む

(補助対象外経費)

- ・ 工事費、設備費、業務費に係る消費税及び地方消費税相当額
- ・ 補助申請手続き代行費
- ・ 金融機関等に対する振込手数料
- ・ 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は補助対象事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費
- ・ 土地の取得及び賃借（一時的であって補助対象設備工事の請負業者が施工上直接必要な賃借は除く。）に係る経費
- ・ 居住用途に係る設備導入経費

※見積書において、諸経費としている経費を補助対象経費に含めることはできない。補助対象経費とする場合には、必ず経費を明確に区分して上述の補助対象経費に該当する経費のみ計上すること。

※補助対象事業以外の設備と同時に設置する場合、工事費などは切り分けて、補助対象事業に係る部分のみを経費に算入すること。

※補助対象外の機器と共用となる場合は、補助対象部分を明確に区分できなければ対象外とする。

別表第3（第6条関係）

導入しようとする補助対象設備の区分	補助金の額 (千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)
太陽光発電設備及び蓄電池	<p>ア 太陽光発電設備の定格発電出力 (kW) に5万円/kW を乗じた額イ 蓄電池に係る補助対象経費に3分の1 を乗じて得た額 (ただし、下記価格 (※) の3分の1 を上限とする。)</p> <p>※4,800Ah・セル相当のkwh 未満: 14.1万円/kWh (工事費込み・税抜) 4,800Ah・セル相当のkwh 以上: 16万円/kWh (工事費込み・税抜)</p> <p>アとイの和と1,500万円のうち、いずれか低い額とする。</p> <p>ただし、埼玉版スーパー・シティプロジェクト参加市町村の取組に位置付けられた事業 (埼玉版スーパー・シティプロジェクト地域まちづくり計画 (以下「地域まちづくり計画」という。)) で定められた区域内で実施するものであり、かつ、地域まちづくり計画に掲げられたまちづくりに資するものに限る。以下、同じ。) は導入する太陽光発電設備の発電容量 (kW) に7万円/kW を乗じた額と蓄電池に係る補助対象経費に2分の1 を乗じて得た額 (ただし、※の2分の1 を上限とする。) の和と1,500万円のうち、いずれか低い額とする。</p>
<p>その他再生可能エネルギー発電設備 (水力、バイオマス)</p> <p>熱利用設備 (太陽熱、バイオマス熱、地中熱)</p>	<p>補助対象経費に3分の2 を乗じて得た額と1,500万円のうち、いずれか低い額とする。</p>
<p>その他基盤インフラ設備 (自営線、蓄熱設備、熱導管、エネルギーマネジメントシステム)</p>	<p>補助対象経費に3分の2 を乗じて得た額とする。</p> <p>ただし、埼玉版スーパー・シティプロジェクト参加市町村の取組に位置付けられた事業は補助対象経費に4分の3 を乗じて得た額とする。</p>
コージェネレーションシステム	<p>補助対象経費に2分の1 を乗じて得た額と2,500万円のうち、いずれか低い額とする。</p>

※ 上表に定める金額にかかわらず、審査の結果による金額となる場合がある。